

障害児を対象とした移動支援事業の実施状況について

自治体名	小学生の利用	通学のための利用
千代田区	○	○
中央区	○	○
港区	○	○
新宿区	○	○
文京区	○	○
台東区	○	—※1
墨田区	○	○
江東区	○	○
品川区	○	○
目黒区	○	○
大田区	○	○
世田谷区	○	○
渋谷区	○	○
中野区	○	○
杉並区	○	○
豊島区	○	○
北区	○	○
荒川区	○	○
板橋区	○	○
練馬区	○	○
足立区	○	—
葛飾区	○	○
江戸川区	○	○
区部計	23	21

自治体名	小学生の利用	通学のための利用
八王子市	—	—
立川市	○	—
武蔵野市	○	—※2
三鷹市	○	—
青梅市	○	—
府中市	○	—
昭島市	○	—
調布市	○	—※3
町田市	—	—
小金井市	○	—
小平市	○	—
日野市	○	—
東村山市	○	—
国分寺市	○	—
国立市	○	○
福生市	○	—
狛江市	○	○
東大和市	○	—
清瀬市	○	○
東久留米市	○	—
武蔵村山市	○	—※4
多摩市	○	—
稲城市	—	—
羽村市	○	—
あきる野市	○	—
西東京市	○	○
瑞穂町	○	—
日の出町	○	—
檜原村	○	—
奥多摩町	○	—
多摩計	27	4

大島町	○	—
利島村	—	—
新島村	—	—
神津島村	○	—
三宅村	○	—
御蔵島村	○	—
八丈町	○	○
青ヶ島村	—	—
小笠原村	—	—
島しょ計	5	1

○：認めている
—：認めていない

※1 台東区は通学への利用を認めていないと回答したが、「通学支援事業」で支援をしている。

※2 武蔵野市は通学への利用を認めていないと回答したが、ひとり親で就労していて通学支援ができない場合・保護者が疾病で通学支援ができない場合・保護者が出産や入院などで一時的に通学支援ができない場合は事前に市に相談し、認定があれば利用できる。

※3 調布市は通学への利用を認めていないと回答したが、単独で通学すること及び保護者等が就労、障害、病気等から通学に付き添うことが困難である場合において、条件に該当する児童の移動支援を実施している。

※4 武蔵村山市は通学への利用を認めていないと回答したが、特別支援学校に在学する障害児で、保護者又は家族の就労、病気、出産等の理由により、下校時の送迎が困難であると認められる場合に限り、1日当たり30分を限度に支給している。